

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目 次

市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部を改正する 条例(五一・分権改革推進室).....	5
職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条 例(五二・人事課).....	6
公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正す る条例(五三・人事課).....	6
県議会議員の報酬および費用弁償等に関する条例の一部を 改正する条例(五四・人事課).....	7
知事等の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条 例(五五・人事課).....	7
特別職の職員で非常勤のものものの報酬および費用弁償に関す る条例の一部を改正する条例(五六・人事課).....	8
議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する 条例の一部を改正する条例(五七・人事課).....	8
秋田県標準事務関係手数料徴収条例の一部を改正する条例 (五八・財政課).....	10
秋田県県税条例の一部を改正する条例(五九・税務課).....	10
中心市街地における県税の不均一課税に関する条例の一部 を改正する条例(六〇・税務課).....	18
秋田県介護老人保健施設開設許可等手数料徴収条例の一部 を改正する条例(六一・長寿社会課).....	19
秋田県環境保全センター条例の一部を改正する条例(六 二・環境整備課).....	20
秋田県工業化等促進条例及び工業等導入地区等における県 税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例(六三・ 商工業振興課).....	22
秋田県産業振興ブラザ条例の一部を改正する条例(六四・ 商工業振興課).....	23
秋田県工業用水道条例の一部を改正する条例(六五・公営	

企業課).....	25
秋田県港湾整備事業特別会計条例の一部を改正する条例 (六六・港湾空港課).....	26
教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条 例(六七・教育庁総務課).....	26

この号で公布された
条例のあらまし

市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部を改正する条例
(秋田県条例第五一号)

1 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正す
る法律(平成一七年法律第三九号)及び臨床検査技師、衛生検
査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成一八
年政令第七〇号)の施行に伴い、經由事務に資格の廃止後も経
過措置により業をすることができるとする衛生検査技師の免許の申請
の受理等の事務を加えることとした。(別表第八五関係)

2 その他

(一) その他所要の規定の整理を行うこととした。

(二) この条例は、公布の日から施行することとした。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
(秋田県条例第五二号)

1 小学校に就学している子のある職員であつて人事委員会規則
で定めるものを早出遅出勤務の対象とすることとした。(第八
条の二関係)

2 その他

(一) その他所要の規定の整理を行うこととした。

(二) この条例は、平成一八年七月一日から施行することとし
た。ただし、(一)は、公布の日から施行することとした。

公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条
例(秋田県条例第五三号)

会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成一七
年法律第八七号)による公益法人等への一般職の地方公務員の派
遣等に関する法律(平成一二年法律第五〇号)の一部改正に伴
い、所要の規定の整理を行うこととした。

県議会議員の報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正
する条例(秋田県条例第五四号)

1 県議会議員の報酬月額を次のとおり減額する特例措置の適用
期限を平成一九年六月三〇日まで延長することとした。

職名	減額前の報酬月額	減額後の報酬月額	減額率
議長	九一〇、〇〇〇円	八六四、五〇〇円	五%

副議長	八一〇,〇〇〇円	七八五,七〇〇円	三%
議員	七八〇,〇〇〇円	七七二,二〇〇円	一%

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

知事等の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例
(秋田県条例第五五号)

1 知事等の給料月額を次のとおり改定することとした。(第二
条関係)

職 名	改定前の給料月額	改定後の給料月額
知 事	一、二七〇,〇〇〇円	一、二二〇,〇〇〇円
副知事	九七〇,〇〇〇円	九三〇,〇〇〇円
出納長	八二〇,〇〇〇円	七九〇,〇〇〇円
常勤の 監査委員	七〇〇,〇〇〇円	六七〇,〇〇〇円

2 知事等の退職手当の額の算定の基礎となる在職月数の上限を
四八月とすることとした。(第一〇条関係)

3 知事等の給料月額を次のとおり減額する特例措置の適用期限
を平成一九年六月三〇日まで延長することとした。(附則第四
項関係)

職 名	減額前の給料月額	減額後の給料月額	減額率
知 事	一、二二〇,〇〇 〇円	一、一四九,五〇 〇円	五%
副知事	九三〇,〇〇〇円	九〇二,一〇〇円	三%
出納長	七九〇,〇〇〇円	七八二,一〇〇円	一%

4 この条例は、平成一八年七月一日から施行することとした。
ただし、2及び3は、公布の日から施行することとした。

特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条

例の一部を改正する条例(秋田県条例第五六号)
1 特別職の職員で非常勤のものの報酬の額を改定することと
した。

2 この条例は、平成一八年七月一日から施行することとした。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例
の一部を改正する条例(秋田県条例第五七号)

1 次に掲げる移動を通勤の範囲に加えることとした。(第二
条の二関係)

(一) 就業の場所から勤務場所への移動
単身赴任者の赴任先住居と帰省先住居との間の移動

2 その他

(一) その他所要の規定の整理を行うこととした。

(二) この条例は、公布の日から施行することとした。

(三) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することと
した。

秋田県標準事務関係手数料条例の一部を改正する条例(秋
田県条例第五八号)

所得税法等の一部を改正する等の法律(平成一八年法律第二
〇号)による積立式宅地建物販売業法(昭和四六年法律第一一
号)の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。

秋田県県税条例の一部を改正する条例(秋田県条例第五九号)

1 県民税

(一) 平成二〇年度から、所得割に係る所得控除について、損害
保険料控除を改組し、地震保険料控除を設けることとした。
(第三四条関係)

(二) 平成一九年度以後の年度分の所得割(分離課税に係る退職
所得の所得割については、平成一九年一月一日以後の支払に
係るものに限る。)の税率を次のとおり改めることとした。
(第三五条及び第四一条の四関係)

改 正 前	適用課税所得	税率	改 正 後	適用課税所得	税率
	七〇〇万円以下の金額	二%		一律	四%
	七〇〇万円を超える金額	三%			

(三) 変動所得又は臨時所得がある場合の平均課税方式を平成一
八年度をもって廃止することとした。(旧第三五条の二関
係)

(四) 平成一九年度から次のとおり調整控除を設けることと
した。(第三六条関係)

(1) 合計課税所得金額が二〇〇万円以下である場合

所得税との人的控除額(基礎控除額、配偶者控除額、扶
養控除額等の控除額をいう。以下同じ。)(の差額の合計額
と合計課税所得金額のいずれか少ない金額につき、その一
〇〇分の二に相当する金額を所得割の額から控除すること
とした。

(2) 合計課税所得金額が二〇〇万円を超える場合

所得税との人的控除額の差額の合計額から、合計課税所
得金額から二〇〇万円を控除した金額を控除した金額(五
万円を下回る場合には、五万円)につき、その一〇〇分の
二に相当する金額を所得割の額から控除することとした。

(五) 平成二〇年度から配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除
において配当割額又は株式等譲渡所得割額に乘する率を五分
の二(現行三分の一)に引き上げることとした。(第三六条
の三及び旧附則第二三条の二関係)

(六) 平成一九年度から、市町村に交付する徴収取扱費の算定の
基礎のうち納税通知書等の数及び個人の県民税収入額を納税
義務者の数に改めることとするともに、配当割額又は株式
等譲渡所得割額の控除において個人の県民税の所得割の額か
ら控除することができなかつた金額を市町村が還付し、又は
充当した場合には、当該控除することができなかつた金額に
相当する金額を徴収取扱費の算定において加算することと
した。(第四一条関係)

(七) 平成二〇年度から平成二八年度までの間に限り、所得税に
おける住宅借入金等特別税額控除額等によって算出した一定
の金額につき、その五分の二に相当する金額を所得割の額か
ら控除することとした。(附則第四条の二関係)

(八) 肉用牛の売却による事業所得に係る所得割の課税の特例に
ついて、売却した肉用牛のうち免税対象飼育牛に該当しな
いものが含まれている場合における売却価額の合計額に対す
る税率を、平成一九年度から一〇〇分の〇・六(現行一〇〇
分の〇・五)に引き上げることとした。(附則第五条関係)

(九) 土地の譲渡等に係る事業所得等に係る課税の特例につい
て、平成一九年度から税率を一〇〇分の四・八(現行一〇〇
分の三)に引き上げることとした。(附則第八條関係)

(十) 長期譲渡所得の課税の特例について、平成一九年度から税

率を二〇〇分の二(現行一〇〇分の一・六)に引き上げることとした。(附則第九条関係)

(土) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の課税の特例について、平成一九年度から税率を次のとおり引き上げることとした。(附則第一〇条関係)

改正前	改正後
譲渡益一、〇〇〇万円以下の部分	譲渡益一、〇〇〇万円以下の部分
一・三%	一・六%
譲渡益二、〇〇〇万円超の部分	譲渡益二、〇〇〇万円超の部分
一・六%	二%

(三) 居住用財産を譲渡した場合の課税の特例について、平成一九年度から税率を次のとおり引き上げることとした。(附則第一条関係)

改正前	改正後
譲渡益六、〇〇〇万円以下の部分	譲渡益六、〇〇〇万円以下の部分
一・三%	一・六%
譲渡益六、〇〇〇万円超の部分	譲渡益六、〇〇〇万円超の部分
一・六%	二%

(三) 短期譲渡所得の課税の特例について、平成一九年度から税率を次のとおり引き上げることとした。(附則第十二条関係)

改正前	改正後
国等以外に対する譲渡	国等以外に対する譲渡
三%	三・六%
国等に対する譲渡	国等に対する譲渡
一・六%	二%

(四) 株式等に係る譲渡所得等に係る課税の特例について、平成

一九年度から税率を一〇〇分の二(現行一〇〇分の一・六)に引き上げることとした。(附則第十二条の二関係)

(五) 上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等に係る課税の特例について、平成一九年度から税率を一〇〇分の二(現行一〇〇分の一)に引き上げることとした。(附則第十二条の三関係)

(六) 先物取引に係る雑所得等に係る課税の特例について、平成一九年度から税率を一〇〇分の二(現行一〇〇分の一・六)に引き上げることとした。(附則第十二条の四関係)

(七) 定率による税額控除を平成一八年度をもって廃止することとした。(旧附則第二五条関係)

2 事業税

法人の事業税の税率の特例を本則の制度とすることとした。(第五一条及び旧附則第二五条関係)

3 その他

(一) その他所要の規定の整備を行うこととした。

(二) この条例は、平成一九年四月一日から施行することとした。ただし、一(分離課税に係る退職所得の所得割の税率に関する部分に限る。)は同年一月一日から、一(一)は平成二〇年一月一日から、一(五)は同年四月一日から施行することとした。

(三) この条例の施行に關し所要の経過措置を規定することとした。

(四) 工業等導入地区における県税の課税免除に関する条例(昭和五九年秋田県条例第三号)ほか二条例について所要の規定の整備を行うこととした。

中心市街地における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例(秋田県条例第六〇号)

1 平成二〇年三月三十一日まで(現行平成一八年三月三十一日まで)に公表される基本計画に基づき商業基盤施設を設置した者について、不動産取得税及び固定資産税の不均一課税の措置を講ずることとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

秋田県介護老人保健施設開設許可等手数料徴収条例の一部を改正する条例(秋田県条例第六一号)

1 題名を秋田県介護保険法関係手数料徴収条例に改めることとした。

2 介護保険法(平成九年法律第二十三号)の規定により介護支援専門員実務研修受講試験の受験の受験の受験をする者等から手数料

を徴収することとし、その額を定めることとした。(第一条及び第一条関係)

3 知事が介護支援専門員実務研修受講試験の実施に関する事務のうち試験問題作成事務を行わせることとした者(以下「登録試験問題作成機関」という。)が行う試験問題作成事務に係る当該試験の受験の出願をする者は、試験問題作成事務に係る手数料を知事が当該試験の実施に関する事務のうち試験問題作成事務以外の事務(以下「試験事務」という。)を行わせることとした者(以下「指定試験実施機関」という。)を経て登録試験問題作成機関に納めなければならないこととする。当該手数料は、登録試験問題作成機関の収入とすることとした。(第三条関係)

4 指定試験実施機関が行う介護支援専門員実務研修受講試験の受験の出願をする者は、試験事務に係る手数料を指定試験実施機関に納めなければならないこととする。当該手数料は、指定試験実施機関の収入とすることとした。(第三条関係)

5 知事が介護支援専門員実務研修の実施に関する事務を行わせることとした者(以下「指定研修実施機関」という。)が行う当該研修の受講の申込みをする者は、当該研修に係る手数料を指定研修実施機関に納めなければならないこととする。当該手数料は、指定研修実施機関の収入とすることとした。(第三条関係)

6 その他

(一) その他所要の規定の整備を行うこととした。

(二) この条例は、公布の日から施行することとした。

秋田県環境保全センター条例の一部を改正する条例(秋田県条例第六二号)

1 秋田県環境保全センターを使用する者から有機性の汚泥(含水率が八〇パーセントを超えるものに限る。)に係る使用料を徴収することとし、その額を定めることとする。同時に、廃発泡スチロール、木くず、塵石膏ボード及び塵石綿等(特別管理産業廃棄物に限る。)に係る使用料の額を改めることとした。

2 その他

(一) その他所要の規定の整備を行うこととした。

(二) この条例は、平成一八年一〇月一日から施行することとした。

(三) この条例の施行に關し所要の経過措置を規定することとした。

秋田県工業化等促進条例及び工業等導入地区における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例(秋田県条例第六三三号)

1 秋田県工業化等促進条例(昭和三十七年秋田県条例第三七号)の一部改正(第一条による改正)

開発地区及び移転認定地区における奨励措置に関する規定を削ることとした。

2 工業等導入地区等における県税の課税免除に関する条例の一部改正(第二条による改正)

(一) 題名を工業等導入地区における県税の課税免除に関する条例に改めることとした。

(二) 開発地区及び移転認定地区における県税の課税免除に関する規定を削ることとした。(第三条及び第四条関係)

3 その他

(一) その他所要の規定の整理を行うこととした。

(二) この条例は、公布の日から施行することとした。

(三) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。

秋田県産業振興プラザ条例の一部を改正する条例(秋田県条例第六四号)

1 秋田県産業振興プラザの創業準備支援室を使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならないこととする。ことに、当該許可の期間は、六月以内とする。 (第二条関係)

2 秋田県産業振興プラザの創業準備支援室を使用する者から一区画一月につき六、〇〇〇円の使用料を徴収することとした。(別表関係)

3 その他

(一) その他所要の規定の整理を行うこととした。

(二) この条例は、平成一八年九月一日から施行することとした。

(三) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。

秋田県工業用水道条例の一部を改正する条例(秋田県条例第六五号)

1 工業用水道の管理は、指定管理者に行わせることができることとする。ことに、当該指定管理者に行わせる業務の範囲及び管理の基準を定めることとした。(第一四条、第一六条関係)

2 その他

(一) その他所要の規定の整理を行うこととした。
(二) この条例は、平成一九年四月一日から施行することとした。ただし、(一)は、公布の日から施行することとした。

秋田県港湾整備事業特別会計条例の一部を改正する条例(秋田県条例第六六号)

地方財政法施行令の一部を改正する政令(平成一八年政令第一九号)の施行に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。

教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例(秋田県条例第六七号)

1 教育長の給料月額を次のとおり改定することとした。(第二条関係)

職名	改定前の給料月額	改定後の給料月額
教育長	八〇〇、〇〇〇円	七七〇、〇〇〇円

2 教育長の退職手当の額の算定の基礎となる在職月数の上限を四八月とすることとした。(第三条関係)

3 教育長の給料月額を次のとおり減額する特例措置の適用期限を平成一九年六月三〇日まで延長することとした。(附則第二項関係)

職名	減額前の給料月額	減額後の給料月額	減額率
教育長	七七〇、〇〇〇円	七六一、三〇〇円	一%

4 この条例は、平成一八年七月一日から施行することとした。ただし、2及び3は、公布の日から施行することとした。

条 例

市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年六月三十日

秋田県条例第五十一号

市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部を改正する条例

市町村への権限移譲の推進に関する条例（平成十六年秋田県条例第七十一号）の一部を次のように改正する。

別表第二十第二号中「第七十条第四項」を「第七十条第五項」に改める。

別表第八十五第十八号中「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律（一）を「臨床検査技師等に関する法律（一）に、「及び臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令」を、「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十九号。以下この号において「改正法」という。）、「臨床検査技師等に関する法律施行令」に改め、「令」の下に「」という。）及び臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第七十号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる同令による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令（以下この号において「旧令」を加え、同号（一）中「等」を削り、同号（六）中「第八条第五項及び第九条」を「第六条第五項及び第七条」に改め、「による」の下に「臨床検査技師の」を加え、同号（五）中「第八条第一項」を「第六条第一項」に改め、「による」の下に「臨床検査技師の」を加え、同号（五）を同号（六）とし、同号（四）中「第七条第一項」を「第五条第一項」に改め、「による」の下に「臨床検査技師の」を加え、同号（四）を同号（三）とし、同号（一）の次に次のように加える。

（二）改正法附則第三条第二項の規定による衛生検査技師の免許の申請の受理
別表第八十五第十八号に次のように加える。

- （八）旧令第五条第一項の規定による衛生検査技師の名簿の訂正の申請の受理
- （九）旧令第六条の規定による衛生検査技師の名簿の登録の申請の受理
- （十）旧令第七条第一項の規定による衛生検査技師の免許証の書換え交付の申請の受理
- （十一）旧令第八条第一項の規定による衛生検査技師の免許証の再交付の申請の受理
- （十二）旧令第八条第五項及び第九条の規定による衛生検査技師の免許証の返納の受理

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年六月三十日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第五十二号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年秋田県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第八条の二第一項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員又は第十五条第一項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この項及び次条において「要介護者」という。）のある」を「次に掲げる」に、「当該子」を「第一号若しくは第二号に規定する子」に、「当該要介護者」を「第三号に規定する者（次条第三項において「要介護者」という。）」に改め、同項に次の各号を加える。

一 小学校就学の始期に達するまでの子のある職員

二 小学校に就学している子のある職員であって人事委員会規則で定めるもの

三 第十五条第一項に規定する日常生活を営むのに支障がある者のある職員

第十二条第一項中「掲げる日数」を「定める日数」に改め、同項第二号及び第三号中「（短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し二十日を超えない範囲内で人事委員会規則で定める日数）」を削る。

附 則

この条例は、平成十八年七月一日から施行する。ただし、第十二条第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年六月三十日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第五十三号

公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十三年秋田県条例第六十四号)の一部を次のように改正する。
第十條中「又は有限会社」及び「の各号」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

県議会議員の報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年六月三十日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第五十四号

県議会議員の報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

県議会議員の報酬および費用弁償等に関する条例(昭和二十二年秋田県条例第十号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「平成十八年六月三十日」を「平成十九年六月三十日」に改める。

附則第四項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

知事等の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年六月三十日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第五十五号

知事等の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例

知事等の給与および旅費に関する条例(昭和三十一年秋田県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二条の表中「一、二七〇、〇〇〇円」を「一、二二〇、〇〇〇円」に、「九七〇、〇〇〇円」を「九三〇、〇〇〇円」に、「八二〇、〇〇〇円」を「七九〇、〇〇〇円」に、「七〇〇、〇〇〇円」を「六七〇、〇〇〇円」に改める。

第十条第四項中「起算し、退職し」を「退職し、」に改め、「まで」の下に「の月数」を加え、同項後段を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、その月数が四十八月を超える場合は、四十八月とする。

附則第四項中「平成十八年六月三十日」を「平成十九年六月三十日」に改める。

附則第五項を削る。

附 則

この条例は、平成十八年七月一日から施行する。ただし、第十条第四項、附則第四項及び附則第五項の改正規定は、公布の日から施行する。

特別職の職員で非常勤のものものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年六月三十日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第五十六号

特別職の職員で非常勤のものものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものものの報酬および費用弁償に関する条例(昭和三十一年秋田県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表中「及び第四条」を「、第四条」に、「一九四、〇〇〇円」を「一八五、〇〇〇円」に、「一八〇、〇〇〇円」を「一七二、〇〇〇円」に、「一八九、〇〇〇円」を「一八〇、〇〇〇円」に、「二五九、〇〇〇円」を「二五二、〇〇〇円」に、「一三四、〇〇〇円」を「二二八、〇〇〇円」に、「一一四、〇〇〇円」を「一一九、〇〇〇円」に、「九四、〇〇〇円」を「九〇、〇〇〇円」に、「二九、〇〇〇円」を「二八、〇〇〇円」に、「二六、〇〇〇円」を「二五、〇〇〇円」に、「一一五、〇〇〇円」を「一一〇、〇〇〇円」に、「二八〇、〇〇〇円」を「二六七、〇〇〇円」に、「三三、〇〇〇円」を「三二、〇〇〇円」に、「五六二、〇〇〇円」を「五三六、〇〇〇円」に改める。

附 則

この条例は、平成十八年七月一日から施行する。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年六月三十日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第五十七号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和四十二年秋田県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。
 第二条の二第一項中「、勤務のため、住居と勤務場所との間を、」を「勤務のため次に掲げる移動を」に、「往復する」を「行う」に改め、同項に次の各号を加える。

一 住居と勤務場所との間の往復

二 一の勤務場所から他の勤務場所への移動その他の規則で定める就業の場所から勤務場所への移動（規則で定める職員に関する法令の規定に違反して就業している場合における当該就業の場所から勤務場所への移動を除く。）

三 第一号に掲げる往復に先行し、又は後続する住居間の移動（規則で定める要件に該当するものに限る。）

第二条の二第二項中「、前項の往復」を「前項各号に掲げる移動」に、「同項の往復」を「同項各号に掲げる移動」に、「中断が、」を「中断が」に改める。

第九条中「とき」を「場合において」に、「までの等級」を「までの障害等級」に、「場合に」を「とき」に、「障害の等級」を「障害等級」に改める。

第十二条第一項第四号中「等級」を「障害等級」に改める。

附則第二条の三第一項中「、次」を「次」に、「障害の等級」を「障害等級」に改める。

附則第二条の四第二項中「障害の等級」を「障害等級」に改める。

別表第一の表中「等級」を「傷病等級」に改め、同表の備考中「等級に必ずる障害に関して」を「傷病等級に該当する障害」に、「の別表第二の例」を「別表第二に定めるところ」に改める。

別表第二の表中「等級」を「障害等級」に改め、同表の備考を次のように改める。

備考 この表に定める障害等級に該当する障害は、地方公務員災害補償法施行規則別表第三に定めるところによる。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）第二条の二の規定は、平成十八年四月一日（同項において「適用日」という。）から適用する。

（経過措置）

3 改正後の条例第二条の二の規定は、適用日以後に発生した事故に起因する通勤による災害について適用し、適用日前に発生した事故に起因する通勤

による災害については、なお従前の例による。

4 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第二条に規定する職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、若しくは通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、この条例の施行の日前に治ったとき又は同日前に障害補償年金を受ける者の当該障害の程度に変更があったときにおけるこの条例による改正前の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第六条第四号に掲げる障害補償については、なお従前の例による。

秋田県標準事務関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年六月三十日

秋田県知事 寺田典城

秋田県条例第五十八号

秋田県標準事務関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

秋田県標準事務関係手数料徴収条例(平成十二年秋田県条例第十九号)の一部を次のように改正する。
第二十七条中「第三条第一項」を「第三条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年六月三十日

秋田県知事 寺田典城

秋田県条例第五十九号

秋田県県税条例の一部を改正する条例

秋田県県税条例(昭和二十九年秋田県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

第三十四条中「同条第一項及び第三項」を「同項及び同条第三項」に、「損害保険料控除額」を「地震保険料控除額」に改める。
第三十五条第一項を次のように改める。

所得割の額は、課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額に、百分の四を乗じて得た金額とする。